

「大阪府20世紀美術コレクション魅力発信事業」 企画提案公募仕様書

1 事業名

「大阪府20世紀美術コレクション魅力発信事業」

2 事業目的・概要

大阪府では、2025年大阪・関西万博を契機に、大阪府が所蔵する美術作品「大阪府20世紀美術コレクション」（以下「コレクション」という。）を活用し、国内外に現代美術や大阪の魅力を効果的に発信するとともに、大阪への誘客や万博の機運醸成を図ることを目的に、「大阪府20世紀美術コレクション魅力発信事業」を実施します。

本事業では、コレクションをより多くの人々に鑑賞いただくため、「バーチャル美術館」を開設し、インターネット上でも展覧会を鑑賞しているような体験ができるバーチャル空間でのコレクション展示やコレクションのデジタルアーカイブ化、魅力の発信等を行います。

3 履行期間

契約締結の日から令和6年3月31日（日曜日）まで

4 委託金額の上限額

15,795,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※本事業を履行するのに必要なすべての経費を含む

5 委託事業概要

「大阪府20世紀美術コレクション魅力発信事業」について、大阪府、大阪府立江之子島文化芸術創造センター（通称：enoco）の指定管理者（以下「enoco 指定管理者」という。）等と協議・調整を行いながら、以下（1）～（3）の企画・運営業務を行う。各業務の具体的な内容や仕様書に定めのない事項については、大阪府と協議の上、決定すること。

- （1）「バーチャル美術館」の開設、運営
- （2）情報の発信
- （3）効果検証

【大阪府20世紀美術コレクションについて】

大阪府が所蔵する美術作品。関西を拠点に戦後日本の美術界で活躍した現代美術作家の作品をはじめ、1990年代に開催した「大阪トリエンナーレ」の受賞作品など、絵画や版画、彫刻、写真など、約7,900点の美術作品を所蔵している。

これらの作品は、enoco 指定管理者が管理・活用し、enoco での企画展示のほか、府民が身近な場所で鑑賞できるよう、府庁舎をはじめ、万博記念公園などの公共空間での展示や、文化施設・民間企業等への貸出事業に取り組んでいる。（コレクション一覧は資料1のとおり）

6 委託業務内容及び提案を求める事項

5（1）～（3）の委託業務内容は、以下のとおり。これらに基づき提案し、実施すること。各提案を求める事項については、イメージパースを用いるなど、わかりやすく具体的に提案すること。そのほか、過去に同種

又は類似する業務に取り組んだ実績等があれば併せて提示すること。(実績がある場合は、当該事例におけるアクセス数やユーザー数、運営期間についても併せて提示すること。)

(1)「バーチャル美術館」の開設、運営

バーチャル空間の中で、パソコンやスマートフォンにより、実際に展覧会で鑑賞しているような体験ができるように、コレクションを約 100 点展示するとともに、コレクションのデータベースを構築し、デジタル化した画像約 2,000 点を掲載する「バーチャル美術館」を開設し、運営する。

これらを、enocoWeb サイトを経由して閲覧できるようにする。

この取組みにより、国内外の多くの人々に現代美術やコレクションの魅力を発信するほか、enoco の認知度向上や、美術館や市町村の文化施設、民間企業等へのコレクションの貸出促進にもつながっていく。

(参考)

enoco Web サイト : <https://www.enokojima-art.jp/>
<https://www.enokojima-art.jp/project-enoco/collection/>

①「バーチャル美術館」の開設

ア「バーチャル美術館」のコンテンツについて

(ア)バーチャル空間におけるコレクションの展示(以下「バーチャル展示」という。)

- ・enoco の館内を360度カメラで撮影したものや、3D モデリングされた展示室などのバーチャル空間を創出し、その空間でデジタルならではの魅力的な鑑賞体験ができるように、コレクションの画像を合計約 100 点展示すること。
- ・展示用の画像は、原則として新たに撮影することとし、撮影にかかる費用は委託事業者の負担とする(撮影場所の費用が必要になった場合を含む)。撮影時期については、enoco 指定管理者及び大阪府と協議のうえ実施すること。
- ・撮影した画像は、大阪府に提出すること。大阪府は、提出された画像を大阪府関連事業の SNS や Web サイトなどで PR のために利用することがある。
- ・展示にあたっては、「2025年大阪・関西万博の機運醸成」や「大阪の魅力発信」につながるテーマを含めて設定し、絵画・版画・彫刻・陶器・書などの多様なジャンルを選定すること。なお、展示する際は、enoco 指定管理者及び大阪府と協議すること。
- ・コレクション画像のほか、作品の解説や作家の紹介などの情報を併せて掲載することとし、子どもを含め、幅広い対象に現代美術やコレクションの魅力を伝えられるよう工夫すること。
- ・恒常的に利用者呼び込めるような仕掛け・工夫を施すこと。

(例) enoco に実在しないバーチャル空間の制作(秘密の入口など)、

現代美術や作家に関するクイズの導入

(イ)コレクションのデジタルアーカイブ化

- ・バーチャル展示のほか、コレクションのデータベース(P4 6(1)①イ(イ)参照)を構築し、コレクション約 2,000 点の基本情報及び画像を制作し、登録すること。
- ・バーチャル展示と同様、多様なジャンルを選定して登録することとし、コレクションについては enoco 指定管理者及び大阪府と協議のうえ、選定すること。
- ・登録するコレクションに関する基本情報は、事業開始後、enoco 指定管理者より提供する。作家や作品の解説については可能な限り掲載すること。
- ・公開する画像のサイズは 32,400 画素以下にすること(但し、著作権者への許諾を得られる場合はこの限りでない)。画像は新たに撮影することができるほか、enoco 指定管理者で保管している画像を活用することもできる。保管している画像を活用する場合、enoco 指定管理者及

び大阪府と協議すること。

- ・新たに撮影する場合、撮影時期については enoco 指定管理者及び大阪府と協議のうえ実施すること。
- ・撮影した画像は、大阪府に提出すること。大阪府は、提出された画像を大阪府関連事業の SNS や Web サイトなどで PR のために利用することがある。
- ・登録にあたっては、以下のようなキーワードで分類、検索できるようにすること。

【キーワードの例】

キーワード	内容
関西の現代作家コレクション	1950~70年代に関西を中心に活躍した美術作家の作品
現代版画コレクション	現代版画の作品
大阪トリエンナーレコレクション	「大阪トリエンナーレ」の受賞作品を中心に、欧米、日本はもとより、アジア、アフリカ、オセアニアなど世界各国のさまざまな地域の美術作品
写真コレクション	1990年に大阪で開催された「国際花と緑の博覧会」(花博)のときに展示された「花」をテーマにした日本の現代写真、海外の写真家の写真、大阪を中心に活動していた写真家の作品
大阪らしさ	大阪をテーマにした作品、大阪ゆかりの作家の作品
万博	1970年の万博開催時代に活躍していたアーティスト、2025年大阪・関西万博の機運醸成につながる作品
サステイナブルな取り組み	「自然との調和」「多様性」「環境」など

イ「バーチャル美術館」のシステム等の構築について

(ア) システムの採用

- ・「バーチャル美術館」のシステムは、インターネット回線を通じて委託事業者が管理するサーバーに接続してシステムを利用する SaaS 又は ASP 方式のシステム、委託事業者によりスクラッチ開発をしたもの、既製のパッケージソフトのいずれも可能とする(他の美術館や文化施設等で導入した実績のあるシステムの採用が望ましい)。また、現在 enoco で活用しているデータベース (File Maker) を継続して活用することも可能とする。事業期間中のシステム運用、メンテナンス等は委託事業者が実施する。
- ・本事業終了後は、enoco 指定管理者及び大阪府職員がシステムの運用 (コンテンツの追加・編集・削除、アクセス数・ユーザー数の分析等) を行えるよう、CMS など直感的な操作が可能なシステムを採用すること。
- ・美術館や文化施設等のシステム (他施設のデータベース) との将来的な連携が可能となるシステムの採用が望ましい。
- ・運用にあたっては、原則としてパソコンへの特殊なソフトウェアのインストールが必要なものは採用しないこと。
- ・保守に関しては、可能な限りランニングコストの低減を図ること。保守の内容及び体制については必ず提案に含め、想定される費用等については、大阪府と事前に協議を行うこと。
- ・パソコンやスマートフォンのほか、タブレット型端末等のモバイル端末を含むマルチデバイスに対応できるようにし、モバイル端末でも使いやすく、必要な情報を短い操作で得られるよう工夫すること。
- ・可能な限り多くのブラウザで閲覧可能なものとする。
- ・使用する全てのソフトウェア・技術については、システムの拡張性や信頼性、他のシステムとの親和性を考慮し、可能な限り標準的な技術を用いること。

- ・ユニバーサルデザイン及びアクセシビリティに配慮し、順次、利便性を踏まえたコンテンツの追加等を行える自由度・柔軟性・拡張性の高いものとする。
- ・デザインについて、現代美術に馴染みのない利用者であっても、関心が持てるようなものにする。
- ・実際にデータベースを利用する enoco 学芸員等の意見を事前に聴取し反映させるなど、利用者にとって、見やすく、わかりやすく、使いやすいものとなるよう、工夫すること。

(イ) デジタルアーカイブのデータベース構築について

a 掲載項目の設定

- ・以下の掲載項目を設定し、その内容について登録・修正・検索等が可能なデータベースを構築すること。

【掲載項目】※現時点での想定で、最終的には大阪府と協議をして決定する。

(1)受入番号／(2)分類番号／(3)備品番号(4)作者名／(5)作者名よみ／(6)作者名欧文／(7)生没年和暦／(8)生没年西暦／(9)生地／(10)著作権(11)作品名／(12)作品名よみ／(13)作品名欧文(14)制作年和暦／(15)制作年西暦(16)頁数／(17)材質／(18)形状／(19)寸法／(20)材質形状英文／(21)記銘／(22)付属品(23)発表展／(24)開催年(25)受入年度和暦／(26)受入年度西暦／(27)受入元／(28)受入方法／(29)評価額／(30)担当ジャンル(31)キーワード／(32)ジャンル／(33)作品状態／(34)活用履歴／(35)保管場所／(36)作品状態／(37)作家略歴／(38)受賞名／(39)形態／(40)備考

- ・掲載項目の設定にあたっては、本事業終了後、データベースの主な入力者となる enoco 学芸員の視点も踏まえること。
 - ・掲載項目及び Web サイト上での表示・非表示の決定については、enoco 指定管理者及び大阪府と十分な協議を行うこと。
- b 拡張性の確保
- ・本事業終了後、継続する場合においても追加掲載の対応ができるよう、拡張性を確保すること。また、掲載項目についても、追加設定をすることが可能で、かつ、表示/非表示の切換えができるよう、掲載項目を確保すること。
- c 運用
- ・検索機能を有するものとし、複数条件での絞り込みやキーワードでの検索が可能になるようにすること。(例:作家名×受入年 等)
 - ・専門的な知識が十分ではない一般利用者でも情報を簡単に引き出せ、なおかつ専門的な調査研究にも活用できるように、利用者を限定することなく幅広く利用されるようにすること。

②「バーチャル美術館」の運営

ア 運営について

- ・長期的・継続的な運営を可能とすること。
- ・「経済産業省「SaaS 向け SLA ガイドライン」や総務省「ASP・SaaS における情報セキュリティ対策ガイドライン」に準拠するなど、サーバーへの不正アクセスの防止やアプリケーション・通信などの脆弱性対策や適切なセキュリティ対策を講じること。
- ・障害や不具合が発生した際は速やかに対処し報告できる体制を整えること。
- ・著作権確認中などの理由で、公開許可が確認できていない資料等を誤ってインターネットから参照可能な状態に設定しないよう、十分注意して運用すること。
- ・運用開始後、アクセス件数の集計や分析を行える仕組みを備えること。なお、アクセス件数データは、大阪府においてエクセル等の汎用ソフトのファイル形式で保管できるようにすること。
- ・多言語対応を図るなど、日本語以外(特に英語)のユーザーでも問題なく閲覧できるようにすること。

- ・本事業終了後は、enoco 学芸員等が運用（コンテンツの追加・編集・削除、アクセス数・ユーザー数の分析等）していけるよう、専門知識がなくても理解できる内容で、運用マニュアルを作成するとともに、操作説明会を1回以上実施すること。
 - ・アクセス数・ユーザー数の増加に努め、令和6年3月末時点で enocoWeb サイトへのアクセス数 1 か月あたり平均 9,000 以上を達成できるよう努めること。
 - ・ホスティングサービスやドメイン他、各種契約ならびに開発に当たっては、本事業終了時にドメイン及びコンテンツに係わる一切の権限を大阪府に譲渡し他の事業者が継続運営する前提のもと、スムーズに移管、引き継ぎができるよう配慮すること。
- イ 「バーチャル美術館」を活用した Web 鑑賞会の実施
- ・幅広い世代に現代美術への関心を広く喚起するため、バーチャル美術館を活用し、国内外の利用者を対象に Web 鑑賞会を年度後半に開催すること。
(ライブ配信での参加者数 20名以上)
 - ・アーティストやキュレーター等を講師に招き、コレクションについて解説をすること。講師は外部に依頼することも可とする。
 - ・海外の方も視聴できるよう、2 か国語（日本語・英語）での対応を行うこと。
 - ・終了後は enocoWeb サイトにアーカイブとして掲載できるよう、データを提供すること（掲載期間は別途協議）。

【提案を求める事項(1)】

- ・バーチャル展示の具体的な内容（バーチャル空間のイメージ、入館から鑑賞までの流れ、鑑賞における仕掛けや工夫、展示作品のテーマ等）を提案してください。
- ・デジタルアーカイブ化の具体的な内容（掲載のイメージ、検索機能などの仕様等）について、提案してください。
- ・採用するシステムについて、業務内容を踏まえ、具体的な製品名を提案してください。また、提案した理由を明確にしてください。
- ・事業期間中および事業終了後のランニングコストの低減策について、提案してください。また、保守の内容と体制についてもあわせて記載してください。
- ・現代美術に馴染みのない人の関心も惹くよう、見やすく、わかりやすく、使いやすいものにするための工夫について、具体的に提案してください。
- ・アクセス数の目標を達成できるような工夫について具体的に記載し、その工夫により予想されるアクセス数の見込み数とその根拠についても記載してください。
- ・Web 鑑賞会の具体的な実施方法、実施時期、講師、開催に向けてのスケジュールを提案してください。

(2) 情報の発信

- ① 万博推進局で取り組む都市連動型メタバース「バーチャル大阪」等、大阪府関連施策との連携
「バーチャル大阪」と連携し、2025 年大阪・関西万博の機運醸成、大阪の魅力発信につながる取組みを行うこと。例えば、「バーチャル大阪」内のコンテンツ（エリアやエントランス）からバーチャル美術館にアクセスできるようにすることなどを想定しているが、具体的な連携方法は、事業開始時に大阪府と協議すること。

(参考)「バーチャル大阪」Web サイト:<https://www.virtualosaka.jp/>

その他、必要に応じて大阪府の関連施策、市町村、経済団体、教育機関等との関係機関とも連携し、相乗効果を高められるよう取り組むこと。

② PR 動画の制作

enocoWeb サイトやバーチャル大阪等における情報発信での活用を目的に、バーチャル美術館の PR 動画(例:15秒 CM)を制作すること。

③ 広報物の制作、配架等

- ・グラフィックデザインの制作・編集を行うこと。
- ・「バーチャル美術館」の開設、「Web 鑑賞会」の開催を告知するため、Web 広告を掲出するほか、チラシ(2,000 部程度)を制作し、配布すること。

④ SNS の活用

- ・本事業の PR を目的とした、Instagram、Twitter 等の SNS アカウントを制作し、運用すること。また、動画投稿サイト等で著名人等に体験を共有してもらうよう依頼、調整するなど、効果的な発信をすること。

⑤ その他

- ・適宜、プレスリリースや広報展開を行うこと。
- ・情報発信にあたっては、国内外から恒常的に利用者呼び込めるような仕掛け・工夫を施すこと。

【提案を求める事項(2)】

- ・「バーチャル大阪」との具体的な連携方法及び連携により見込める効果について、提案してください。
- ・2025年大阪・関西万博の機運醸成や大阪の魅力発信につながる取組みについて、提案してください。
- ・メディアや SNS 等を効果的に活用し、国内外の幅広い世代や現代美術に馴染みのない人々も興味を惹く情報発信(手法・広報先・スケジュール)について、提案してください。また、当該提案により得られる効果についても示してください。

(3) 効果検証

バーチャル美術館の利用者アンケートを実施し、そのアンケート結果を取りまとめるほか、バーチャル美術館における毎月のアクセス数(地域別アクセス数を含む)・ユーザー数、ログイン時間などから分析し、効果検証を実施すること。

併せて、他の美術館等のデジタルアーカイブ・バーチャル化についての情報を収集したうえで、今後の事業展開に資するような分析・提案を行うこと。

(必要に応じて、DX を活用したデータ分析を行うなど、多面的な考察を行うこと)。

【提案を求める事項(3)】

- ・効果検証を行う手法について、具体的に提案してください。
- ・アンケートの回収率を高める方法について、提案してください。

(4) 業務の実施体制、スケジュール及び業務遂行能力

- ・各業務を円滑に実施するにあたり、計画的かつ効率的に遂行できる体制を構築すること。
- ・業務に従事する者のうち、少なくとも1人は学芸員等、現代美術に精通しており、本事業で制作するコンテンツ等、全ての制作物について、事実誤認がないかを精査する能力を有する者とする。なお、必要な業務を担えるのであれば、顧問やアドバイザー等、委託事業者の従業員ではない者をあてることは妨げない。その際の報酬等については、法令を遵守し、委託事業者で適切に対応すること。

- ・バーチャル美術館は、2025年大阪・関西万博の開催 500 日前である令和5年11月30日に公開すること。公開するコレクションの数（バーチャル展示約100点、デジタルアーカイブ化約2,000点）については、アクセス数の目標達成（P5 6(1)②ア参照）に資するような、効果的な発信ができるならば、複数回に分けて公開することも可能とする。その場合であっても第1回は令和5年11月30日に公開することとし、2025年大阪・関西万博の開催 500 日前に相応しい、質・量ともにインパクトのある、魅力あふれたバーチャル美術館を開設すること。その後、全ての作品を令和6年2月29日までに順次公開すること。
- ・公開後も必要に応じ、順次搭載するコンテンツや機能等を拡充していくこと。詳細のスケジュールについては、大阪府と協議・調整を行うこととする。
- ・同種又は類似業務（美術作品等のデジタルアーカイブ化・バーチャル化）の実績がある場合は、過去（平成30年4月1日以降）の実績について示すこと。

【提案を求める事項(4)】

- ・業務の実施体制及び人員について、具体的に提案してください。なお、現代美術に精通している人員については、求める能力を有することがわかるよう、氏名・職務経歴等を明記してください。
- ・業務を円滑に遂行し、成果をあげるための具体的な全体スケジュール（バーチャル美術館の公開スケジュールを含む）を提案してください。
- ・平成30年4月1日以降、本事業の公示日までに履行した同種又は類似の業務（美術作品等のデジタルアーカイブ化・バーチャル化）の実績がある場合にはその詳細が分かる資料を別途提出してください（様式自由）。

《留意事項（共通）》

- ・本事業の実施にあたり、利用者から参加料は徴収しないものとする。
- ・コレクションの取扱いは、破損等が生じないよう、細心の注意を払うこと。
- ・Web鑑賞会や情報発信にあたり、出演者と交渉を行う際は、肖像権及び著作権に関する調整についても委託事業者の責任において行うものとし、その際、大阪府が管理運営するホームページやSNS、enocoWebサイトでの動画配信、写真掲載をすることに同意を得ること。また、権利の使用にあたって、別途料金が必要な場合は、委託金額の範囲で委託事業者が支払うこと。
- ・委託事業者は、本事業終了後においても、公開するバーチャル美術館のコンテンツに契約不適合が発見された場合には、速やかに大阪府の指示に基づき、これを訂正・改修しなければならない。なお、これらに要する費用は委託事業者の負担とする。

7 成果物の納入とその時期

本事業の成果物及び納入時期は、以下のとおりとする。②以外の成果物については、紙媒体4部及び電子データを納入すること。

※なお、制作物等の所有権及び著作権は、納品をもって大阪府に帰属するものとする。

成果物	内容	納入時期
①事業実施計画書	業務の実施体制・実施内容・スケジュール等を事業実施計画としてまとめたもの	契約締結日から14日以内
②情報発信用の動画（電子データ）	情報発信時に活用するためのバーチャル美術館のPR動画	公開開始時まで
③設計書	enoco 学芸員等の意見を踏まえて設計した設計書	公開開始時及び令和6年3月22日（金曜日）まで

④操作マニュアル及び運用マニュアル	システムの操作や運用方法をまとめたマニュアル	公開開始時及び令和6年3月22日(金曜日)まで
⑤効果検証の報告書	アンケート結果等を踏まえた効果検証	令和6年3月22日(金曜日)まで
⑥事業実施報告書	業務の実施経過・実施結果、アクセス数・ユーザー数、本事業が掲載された記事や放送動画、Web や SNS 等で取り上げられた情報等、実績をまとめた報告書(著作権に留意)	令和6年3月22日(金曜日)まで

8 委託業務の一般原則

- (1) 委託事業者はプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務遂行上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。また、他の機関等に個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続きにより行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講じること。
- (2) 業務の遂行にあたり収集した情報については、機密保持に努めるとともに、施錠の徹底や電子データのパスワード設定など、万全なセキュリティ対策を講じること。
- (3) 委託事業者は、不測の事態により業務を実施することが困難になった場合には、遅延なくその旨を大阪府に連絡し、その指示に従うものとする。
- (4) 委託事業者は、業務の過程において大阪府から指示された事項については、迅速かつ的確に実施するものとする。
- (5) 業務の遂行にあたっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけること。
- (6) 再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は大阪府と協議の上、決定することとする。

9 権利義務の帰属

- (1) 成果品の帰属等
 - ・本事業の実施により得られた成果品、情報等については、全て大阪府に帰属する。
 - ・成果品は、本事業終了後も大阪府ホームページや SNS アカウント等において掲載する。
- (2) 著作権及び個人情報の保護等について
 - ・本事業の成果物及び成果物に使用するため制作したすべてのもの(原稿及び写真、データ等)の著作権(著作権法第21条から第28条に定める権利を含む)、情報(個人情報を含む)等については、大阪府に帰属するとともに、事業終了後においても大阪府が自由に無償で使用できるものとする。
 - ・委託事業者は著作者人格権を行使しないものとする。また、バーチャル美術館で使用する著作物(写真、文章、映像、音声等)に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理・調整については委託事業者が行い、必ず著作権者等の了承を得て使用すること。
 - ・成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、委託事業者は大阪府に生じた損害を賠償しなければならない。
 - ・本事業を通じて知り得た情報(個人情報を含む)は、事業実施以外の目的で利用してはならない。

10 その他

- (1) 委託事業者は、契約締結後直ちに業務の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。
- (2) 見積りの詳細については、大阪府と事業の委託契約を締結する際に協議すること。

- (3)大阪府は特別の理由がない限り、最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定するが、そのことをもって提案内容（経費を含む）まで認めるものではない。契約締結及び業務実施にあたっては、必ず大阪府と協議を行いながら進めること。
- (4)個人情報の取扱いについては公募要領別記の特記仕様書Ⅱ個人情報取扱特記事項を遵守すること。なお、個人情報保護の観点から委託事業者は契約締結時に『誓約書』を提出すること。
- <<同特記事項第8(10)に定める個人情報保護のための必要な措置>>
- 業務により知り得た個人情報の取扱いは、業務に従事する作業員（事業開始時に作業員名簿を作成し、大阪府へ提出すること。）のみが行うこと。委託事業者は、作業員に、同特記事項を遵守する旨の誓約書を提出させること。
- (5)委託事業者は、契約締結後、定期的に業務の実施状況を書面により大阪府に報告すること（報告様式は別途協議）。
- (6)委託事業者は、業務が著しく遅滞した場合などは、大阪府の求めに応じて原因の分析、課題の抽出、改善策の策定など必要な措置を行い、その結果について書面で報告すること。
- (7)大阪府は、必要に応じて、業務内容等について臨時に報告を求めることがあるため、協力すること。
- (8)紛争が起きた場合、委託事業者の責任にて当該紛争等を解決するものとし、大阪府は一切の責任を負わないこととする。
- (9)業務を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、大阪府と委託事業者で協議の上、業務を遂行すること。
- (10)その他、業務の実施に際しては大阪府の指示に従うこと。